

食安輸発0825第1号
平成21年8月25日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

韓国産パプリカの取扱いについて

標記については、平成21年4月20日付け食安輸発第0420002号により、平成21年3月30日付け事務連絡の別表9に記載された検査命令免除対象輸出業者（検査命令該当輸出業者を除く。）を対象として、残留農薬（フロニカミドを含む。）に係るモニタリング検査を強化し実施しているところです。

今般、現在までのモニタリング検査実績を踏まえ、下記のとおり通常のモニタリング検査体制とすることとしたので、今後にあっては、平成21年3月30日付け食安輸発第0330008号に示す平成21年度輸入食品等モニタリング計画に従い、検査を実施されるようお願いいたします。

記

1. 平成21年4月20日付け食安輸発第0420002号中の「また、韓国における対日輸出野菜類の安全性管理基準の実効性を検証する目的で、別表9に記載された検査命令免除対象輸出業者（検査命令該当輸出業者を除く。）からの韓国産パプリカの輸入届出については、残留農薬（フロニカミドを含む。）に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとしたので、御了知の上、検査の実施方よろしくお願いいたします。」を削る。
2. 平成21年4月24日付け事務連絡中の「なお、当該2社については、韓国における対日輸出野菜類の安全性管理基準の実効性を検証する目的で実施している、残留農薬（フロニカミドを含む。）に係るモニタリング検査（30%）の対象となります。」を削る。